日時	平成21年10月24日(土) 午後14時00分~ 15時30分
場所	古高松コミュニティセンター
出席者(市)	○市長 ○市民政策部長 ○市民政策部次長 ○企画課長 ○地域政策課長補佐 事務局 8名
市 民	約60名
概要	(1) 開会(2) 市長あいさつ(3) 自治基本条例についての説明(4) 意見交換
意見交換	
市民	条例の中身は非常に良くできていると思う。この条例の具体的な背景となる地域 コミュニティの活動について,現状を市としてどのように認識しているのか。
市民政策部長	今までの経緯を御説明すると、平成14年くらいに連合自治会連絡協議会から自治会の活動が下火になってきており、それに対して市としても支援をしてほしいという御提言をいただいた。地域には連合自治会をはじめとする様々な団体があり、その団体に加入し活動されている方は、地域の活動について意識の高い方だと思うが、行政としては、そういう活動に参加しない人たちを放っておくことはできないので、地域コミュニティ協議会という枠組みを考えた。この考え方によれば、一つの地域に住んでいる方は皆、その地域コミュニティ協議会の構成員になる。そして、その地域コミュニティ協議会のエンジンになるのは自治会だと考えている。行政として、自治会に入っていない人をどうするかいう事を考えた際に、包括的な組織を作りたかった。その団体に対し、今後、地域のまちづくりを行う上で市として支援し、育てていきたいと考えている。それぞれの地域においてどうするかは、これから地域の皆さんと考えているたい。条例上は1項目しかないが、自治基本条例の中にこの組織について盛り込んだということを行政として重く受け止めている。地域コミュニティ協議会については、今まで認識があまりなかったかもしれないが、今後は条例に裏打ちされた組織だと言えるようになる。高松市の自治基本条例で重きを置いている点の一つである。
市民	支援の方をよろしくお願いしたい。
市民	私は自治基本条例を考える市民委員会の一員として参加させていただいていたが、今日はこのできあがった条例をみて、良くできていると感じた。さすが専門家の入った制定委員会で検討されただけある。私たちが提言を作成したときの苦労が

報われるようである。

市民委員会で地域コミュニティ協議会の話を出したときに、あまり相手にされなかったのだが、この条例の中でしっかり位置付けていただいたことに御礼を言いたい。

自治会と地域コミュニティ協議会の関係についても御説明いただいき、分かりに くかった部分が理解できた。この自治基本条例が生かされたまちづくりを進めて欲 しい。

市民

自治基本条例ができることを非常に楽しみにしていた。この条例が生かされ、市 民のための高松市になるように祈っている。

この条例ができたとしても、一人一人の意識が変わるまでには時間がかかる。今日の意見交換会もその一つだと思うが、やはり市民に広げるために、職員の意識も変えないといけないと思う。行政職員の意識を変えるためにどうするのか、市民の意識を変えるためにどうするのか、何かあれば御報告いただきたいと思う。

市民政策 部長 仰るとおり、条例ができても皆さんに理解してもらわないと意味がない。今日の会もそういう意味では有意義だと思う。市民の方、職員に対してどう意識づけるのかということだったが、職員は市職員である前に市民である。まずそのことを御理解いただきたい。職員に対しては、地域政策課が作成した啓発用のパンフレットを配布しているが、そういったところから少しでも職員に変わってもらいたいと考えている。

また、市民の方の意識を変えるのは大変なことだと思う。自治基本条例に限らず、 市政出前ふれあいトークというものがあり、要望があれば御説明させていただく。 このようにして市民の皆さんと情報共有を図っていきたい。さらに、せっかくこの ような条例を作っていこうとしているので、全市的なフォーラムについても考えて いる。また、議会の議員さんにも、御理解いただけるよう説明して参りたい。

市民

自治基本条例について、広報紙で御案内いただいたが、広報紙という手段は非常に有効だと思う。地域コミュニティ協議会についても、広報紙などで行政としてのPRをするべきでないのか。災害時の要支援の問題等についても、この広報紙を使っていろいろPRを進めてもらいたい。我々の自治会はマンションが多く、自治会に入ってない人が多いが、自治会に入っていなくても広報紙は届いているので、今後ともPRをしてもらいたいというお願いである。

市民政策 部長 今まで、地域コミュニティ協議会はこうなんだという正面きっての説明はなかったと思う。これまで、連合自治会を中心に地域コミュニティ協議会を作ってほしいということをお願いしてきたわけであるが、この条例が制定されれば、地域コミュニティ協議会について条例で規定していることになる。地域コミュニティ協議会を今後のまちづくりの拠点と考えているし、必要な支援を考えているため、積極的な情報提供や共有を進めていきたい。

市民

自治会,地域コミュニティ協議会などたくさんあるが,地域によって統一されていないと思う。この条例の制定を機に総本部的なものを立ち上げ,ブロック単位とか,各地域に分けていただき,統一した組織体と支援内容にしてもらいたい。場所によって活動も支援もばらばらでは,まちづくりは充実しないと思う。多くの市民に理解してもらい,参画してもらうためには,統一したイメージが必要なのではないか。

市民政策 部長 地域コミュニティ協議会の位置付けであるが、これらについては、連合自治会も含めて関係をもう少し整理する必要があると考えている。今、NPOと行政の関係を整理した指針はあるのだが、地域コミュニティ協議会を軸とした連合自治会や他の団体がどのような関係であると考えるのかが、あまり明確になっていない。それについては「自治と協働の基本指針」というものを条例の制定後に作ることとしているため、地域の住民の皆さんの御意見をお伺いする中で、市としての考え方をまとめていきたいと思う。地域のことは地域でといっているので、市としての考え方は示すが、こうでなければならないというわけではない。後は各地区でそれぞれ味付けをしていただいたらいいのではないかと考えている。

市民

自治基本条例を作るに当たり、長い期間をかけられ、立派なものがつくられた。 我々もしっかり勉強しなくてはならないと自己反省しているところである。しかし、 先ほど意見にもあったように、これを基本においてこれからのまちづくりを進めて いく場合に、市民に知らしめることが重要であると思う。その場合、市報で広報す ることも必要であるが、テレビという媒体も有効なのではないか。ケーブルテレビ、 また他のローカルテレビ、そういったものをできるだけ活用していくことも大切な のではないだろうか。いわゆる啓蒙宣伝をしっかり行っていただきたい。市長さん に出ていただくというのも一つの方法だと思う。

市民政策 部長

広報紙にせよ、テレビにせよ、積極的に活用し、自治基本条例とはこういったものだとお伝えしていきたい。広報の特集を組むとか、CMSを活用すれば、あまり費用もかからずに効果的な宣伝ができるのではないかと思う。

市長

皆さんが仰られますように、市民委員会からの意見を積み上げてきて、いいものができたと私自身も思っている。後は、より多くの市民の皆さんに高松市が自治基本条例というものを作っていることを知ってもらうということが大切だと思う。そのためにはいろいろな広報媒体が考えられるが、テレビは非常に有効だと考えている。特にケーブルテレビはある程度地域限定で、しかも高松市の声を直接市民の方に届けることができるため、良いメディアだと思っている。ケーブルテレビのいいところは、マンションなどは普通協調システムが入っているため、コミュニティチャンネルはほぼ自動的に見られるようになる。自治会に入っていない人がたくさん住んでいるマンションは、ケーブルテレビは見られる状況になっていることが多い。

合併地区についても、来年度中にはほぼ全域をカバーできるようになると考えている。御提案を参考にしながら積極的に活用していきたいと考えている。

私自身が出向いてという話もあったが、極力そのように心がけているが、公務の都合でなかなか各地域を回るというところまではいかない。今回も市民と市長の意見交換会として市内5か所回らせてもらっているが、テーマを決めながら、私自身が地域に出向いて市民の皆さんと意見交換するという機会を設けたいと考えている。

市民

この条例と他の条例規則との整合性であるが、市長の御挨拶の中に、込められた 精神的な部分をお考えいただきたいという話があったが、この条例は精神的な部分 で市民が共通認識を持とうという意味が込められているのか、そうではなくて実務 的な部分でこの条例を最大限尊重して他の条例規則を運用していくのかという考え 方をお聞きしたい。

市長

私が精神的な部分と申したのは、この条文の形になるまでに、今まで市民委員会からのいろいろな意見の積み上げがあり、最終的に条文だけみれば他都市とそれほど変わらないものになっているが、これは今まで市民の皆さんの熱い議論の結果によるものだということである。特に前文を見ていただければ、こういうまちづくりをしていきたいんだという意気込みが入った文章になっている、という意味で言わせていただいた。

それからもう一つ,自治基本条例が他の条例と異なる点だが,この条例を制定したからといって制度自体が変わるわけではないのだが,今までは情報公開条例であるとか,個人情報保護条例とか,あるいはパブリックコメントについて,また住民投票についても自治法上制度があるため,あえて条例上位置付けしなくても実施することは可能であった。それをあえて高松市の自治基本条例に位置付けることによって,それを高松の共通のルールとして市民の皆さんに認識していただき,実際それを運用する。そういう意味で他の条例と比べて意義のあるものだということでお話させていただいた。

市民政策部長

3の「条例の位置付け」にあるとおり、この条例が尊重されるように、今後、他の条例等に改廃があった場合は、この条例との整合性を図らなければならないということを謳っている。よって、条例に上下関係はないものの、基本的なことを定めている条例だと位置付けている。

また、この条例の意義として、市民の責務というものを盛り込んでいる。これは、まちづくりに参画していただきたい、ということを市民の責務として規定したものである。今までは自治会に入ってもらおうとしても、何も規定がないため断られることがあったと思うが、今後はこの条例を武器にして、まちづくりを進めていただきたいと思う。

市民

自分たちのことは自分たちでしようと周りには言っているが、できないことにつ

いては地域にお願いしようという自助・共助の考え方をしている。公助をお願いするとしたら、財政的な部分になるのではないかと思うのだが、そればかりをお願いばかりするのは難しいと理解している。

また、私の住んでいる地区は住民が増加傾向にあり、新住民になった方にどうやって自治会に入ってもらうかということが悩みである。新住民に対する何かアドバイスなどあればお願いしたいと思う。

市民政策部長

新しい住民の方にどうやって自治会に入ってもらうかというのは、行政としても大きな課題である。今、行政としてどういう手を打っているかというと、大規模開発などがあれば、開発業者に対し、自治会を作る、もしくは既存の自治会に入ることを入居者などに勧めて欲しいと伝えている。自治会に入らないのであれば開発を許可しないとまでは言えないので、現状ではこれが精一杯である。

自治会に入ることを義務付けることはできないが、こういう条例を武器の一つにして、地道に続けていくしかないと思っている。住民の意識を少しでも変えるには、地域全体でまちづくりをしているという気概を見せる事が大切ではないのかと思うが、なかなか特効薬がないのが現状である。繰り返しになるが、この条例を武器の一つにしていただきたい。

市民

私は農業委員会の立場で、農地が新しいまちづくりに転用されていくたびに、新しい地域に自治会をつくっていただこうと奔走しているが、なかなか実現していない。市民の横の繋がりをもって、新しいマンションができた場合などには自治会を作るよう希望を伝えるのだが、強制はできない。だから、新しくできた地区については、従来の地域との連携が非常に取りづらいという厳しい実情を理解してもらいたいということと、行政も横の連絡を取りながら指導や啓蒙を行い、まちづくりについて総合的な高松市としての方法を考えていただきたいと思う。

市民

地域コミュティ協議会がこれから中心になっていかないといけない,その中心にあるのが自治会であるということだが,自治会の現状として非常に高齢化が進んでいるということと,長年の習慣で会長が1年で交代してしまう自治会がたくさんあるということを御理解いただきたい。私は自主防災組織にも関係しているが,自主防災を進めていこうとした場合,隣近所が仲良くしていないと,普段あまり顔を見たことがない人まではなかなか気が回らない。地域の連携を保っていくためには、やはり自治会長が中心になっていかなくてはならないと思うのだが,その会長が毎年変わってしまうのは問題だと思う。我々も努力するが,市も啓発などについて考えていただきたいと思う。

もう一つ、御案内いただいた文書を見ても、市報の文書を見ても、今日の説明会について理解することが大変難しい。他の人に働きかけて一緒に来てもらっているが、これには大変なエネルギーを使った。人に誘われて来るのと、自分から聞こうと思ってくるのでは、大きな違いがあると思うので、この条例に則った、分かりやすい情報提供、PRをお願いしたいと思う。

市民政策 部長

地域のまちづくりを進めていく中で、自治会が重要になってくるのだが、その自 治会のあり方自体が問題になっているので、そこを市としても支援するべきだとい う御意見だと思う。

確かに自治会に加入するしないというのは住民の方の意識だと思う。役員にして も、当番だから仕方ないと思うか地域のためにがんばろうと思うか、いろいろな方 がいると思うが、それは個人の立場や考え方なので、認めざるを得ないと考えてい る。全体のまちづくりに対する意識をどうやって盛り上げていくかというのが重要 であると思う。そのためにも、こういった条例をつくり、浸透させていくことが大 切な事でないかと考えている。

どうやって啓発していくかということについては、今のところ具体的な計画については持っていないが、あらゆるメディア、あらゆる手段を講じて、こういう条例ができたということはアピールしていきたいと考えている。

市民

34の危機管理体制についてだが、「市は常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう危機管理体制を整備するとともに」とあるが、これは緊急の事態に備えての危機管理体制なのか、現在のインフルエンザの流行なども、こういった危機の中に入るのかということをお伺いしたい。

また,用語の定義についてだが,「協働」という言葉について,これは従来使われていた「共同」とどういった違いがあるのか。

市民政策部長

危機管理の点についてだが、仰るとおり、防災に限らずインフルエンザを始めとするいろいろな危機があり、行政としてそれらに対応しなくてはならないということを規定している。危機管理体制を条例に盛り込んでいるのは少し珍しいのではないかと思う。というのは、危機管理というのが今までは防災の観点で捉えられていたが、いろいろな危険が存在する現在において、盛り込んでおくべきだろうだろうということが制定委員会でも出てきたためである。

市民政策 部次長

「協働」と「共同」という言葉の意味について御説明させていただくと、「協働」については、阪神大震災後のNPOやボランティアの活動を受けて出てきた、市民側の新たな公を受けるような活動を、これからも自主的に進めていただくとともに、行政側としても市民を応援する体制を整えていく、これからの地域分権のまちづくりを考える中で、新たに作られた言葉と理解している。英語で言えばコ・オペレートという言葉になると思うが、今まで日本語で使っていた共に同じという「共同」よりも、もう少しそれぞれが対等に、それぞれの役割を持って、お互いに尊重しながら、共に働くという意味で全国的に使われるようになったと考えている。

市民

ここでいう住民投票と地方自治法でいう住民投票の違いはどのようなことがあるのか。

市民政策 部長

住民投票について、この条例に書いてあることは、地方自治法に書いてあることと同じである。住民投票には常設型と非常設型があると先ほど御説明したが、この条文の意味としては、非常設型を選んだということである。常設型になると、ある要件を満たせば、議会に関係なく住民投票を実施することになる。そういうことを盛り込んでいる他市の事例もあるが、ここで非常設型とした理由は、投票を行うと多額の費用がかかるということも踏まえ、本当に実施するべきかどうか議会で吟味してもらおうという意味合いである。

市長

本日,自治基本条例の意見交換会ということで、熱心に御意見等いただきありがたく感じている。本日いただいた御意見等も踏まえて、今後成案にしていきたいと考えている。特に、地域コミュニティ協議会について、コミュニティと自治会のあり方についてたくさん御意見をいただいた。現状において自治会の加入率が70%を切っており、我々も非常に危機感を持っている。その中で、地域コミュニティ協議会というものを自治基本条例の中で位置付けて、総合計画にいうコミュニティを軸にしたまちづくりを進めていきたい。これを実際、具体的に動かしていく基本は自治会活動だと思っているが、この地域コミュニティ協議会を自治基本条例に位置付けることを契機として、自治会活動のさらなる活性化についても、御意見をお伺いしながら、いろいろな施策を図っていきたいと考えている。今後とも皆様のさらなる御理解と御協力をお願いしたい。